

各分科会等からの 審議経過報告等

国語分科会日本語教育小委員会	1
文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議	8
現代美術の海外発信に関する検討会	11
芸術文化関係有識者からのアンケート結果の概要	14

日本語教育に関して早急に取り組むべき主な事項

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

1. 目標及び現状における課題

- 日本語は我が国における日本人、外国人の間の共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が不便なく、生活を送ることができるようになるだけでなく、日本人とともに地域社会の一員として活躍できるようになるためには、極めて重要。
- 我が国に在留する外国人数は、この20年間で約100万人から200万人に倍増。国内の日本語学習者数も、約6万人から約14万人と増加。
- 2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本に来日・在住する外国人数の増が見込まれる。具体的には、外国人技能実習の修了者の時限的受入れや、外国人高度人材を始めとする外国人材の戦略的受入れなどが検討されている。
- 文化芸術立国中期プランの中で、2020年段階で目指すべき成果の一つとして、在留外国人における日本語学習者数の割合を現在の約1.5倍の10%とすることが挙げられており、日本語学習の環境を、より一層充実させることが必要。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に来日・在住することとなった外国人が日本語を学ぶことにより、母国や日本国内で日本文化や日本語を積極的に紹介することも期待される。
- 地域における日本語教室は外国人が日本語を学ぶことはもちろん、外国人が生活相談をしたり、情報を入手したりする拠点となっているが、日本語教室がほとんどない地域があるほか、日本語教室を開設している市町村が半数以下の都道府県があるなど、日本語教室が必要であるにも関わらず、必ずしも十分に整備されていない。
- また、地域の日本語教育は地方公共団体や国際交流協会、NPO法人、任意団体による取組が多いが、日本語教育に関する資源(施設、人員、専門的知見)を有する大学・日本語学校等の機能を更に活用することで、より系統的、総合的な日本語教育が進むと考えられる。

2. 課題を克服するための方策

- 2020 年に向けて増加が見込まれる日本で生活する外国人に対する日本語の学習環境の整備として、外国人がいつでもどこでもだれでも日本語を学習できるように日本語教育を推進することが必要。

(早急に対応すべき事項)

- ・ 日本語学習環境の地域による取組の偏りを解消するために、複数の自治体や自治体と大学等の連携・協働等による取組を促進し、地域の日本語教育の広域推進拠点の形成を図る。
- ・ 日本に在留する外国人が日本の魅力や日本語学習の重要性を発信するための取組の実施。

(着実に推進すべき事項)

- ・ 日本語教育に関する調査及び調査研究の実施。
- ・ 日本語教育に携わる人材の養成・活用。
- ・ 日本語教育に関係する府省及び関連団体の連携を促進する取組の実施。

(1) 過去20年の在留外国人数及び国内の日本語学習者数



(2) 外国人技能実習生や高度人材に関する動向

経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～ (抄)

平成26年6月24日 閣議決定

第2章

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(3) オープンな国づくり

(内なるグローバル化)

(前略)

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化する。優秀な研究者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、制度本来の目的を踏まえ、国の関与の強化により適正化を図り、実習期間の延長等の拡充を図る。外国人材については、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区の枠組みの中で十分な管理体制の下で活用する仕組みや、製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ等の検討を進める。

技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）（抄）

平成26年6月

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会

第3 分科会における議論及び見直しの方向

4 見直しの方向性

（2）制度の拡充に関する見直しの方向性

カ 実習期間の延長（または再技能実習）

（前略）なお、技能実習生の入国前の研修を促進するため、日本語検定等で客観的な評価ができる場合には、実習期間内に求められる講習期間を短縮可能とするべきとの指摘もあり、この点については、技能実習生が既に一定程度の日本語能力を修得している場合の効率化や、より円滑に日本での生活環境に馴染めるようにするための観点からも重要であると考えられることから、柔軟に対応する方向で見直しを行うべきである。

ク 対象職種の拡大

分科会としては、協議で指摘されたように、制度趣旨を踏まえた上で送り出し国の産業発展やニーズ、日本企業の貿易・投資動向に即したニーズも把握し、単なる受入れ企業の都合のみによる職種の拡大にならないように留意しつつ、多能工化や技術の進歩を踏まえて産業実態に即した形での職種の追加を認める方向で見直しを行う必要があると考えるが、その際には拡充する職種の特性に対応した新たな受入れ要件を設定することも含めて見直しを検討すべきである。

（中略）その際、対象となる職種については慎重な検討が必要であり、例えば介護を例にとると、日本語による十分なコミュニケーション能力と、生命・身体に関わる専門的な知識や技能等が不可欠であるとの趣旨の指摘があった。

（中略）このため、分科会等で指摘されている職種に限らず、それぞれの職種による特性を踏まえた十分な議論が必要である。

（3）文化芸術立国中期プラン～2020年に日本が、「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～平成26年3月

第1章 基本的構想

第2節 2020年末段階で目指すべき成果

<目指す成果の指標>

- 在留外国人の日本語学習者の割合が向上している。

【例えば在留外国人における日本語学習者の割合を約1.5倍に：7%（2012年）
→10%（2020年）】

(4) 日本語教室が開設されている地方公共団体数について

- ※ 地方公共団体，NPO法人，任意団体が開設した日本語教室の数を計上している（大学，日本語教育機関が開設している日本語学校を除く）。
- ※ 平成24年度日本語教育実態調査（文化庁）で得られた回答に基づく。

①外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について

総人口	(外国人数) ~20人			(外国人数) 20~50人			(外国人数) 50~100人			(外国人数) 100~500人			(外国人数) 500~1000人			(外国人数) 1000人~		
	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率
50万~																15	15	100.0%
30~50万													1	1	100.0%	50	48	96.0%
10~30万									22	10	45.5%	42	26	61.9%	276	220	79.7%	
5~10万							2	1	50.0%	122	58	47.5%	84	61	72.6%	100	68	68.0%
1~5万	11	0	0.0%	75	4	5.3%	187	28	15.0%	369	92	24.9%	41	22	53.7%	14	6	42.9%
~1万	248	2	0.8%	146	6	4.1%	64	7	10.9%	32	2	6.3%	1	0	0.0%			

- ※ 人口~1万で外国人人口がゼロの地方公共団体は15。うち，6団体は総人口ゼロ。
- ※ 総人口，外国人人口については総務省調べ。教室数は文化庁調べ。
- ※ 教室は大学，法務省告示校を除いてカウントしているため，必ずしも地方公共団体によるものとは限らない。
- ※ 自治体数が100を超えている部分のセルに色付けし，開設率が50.0%未満のところを赤字で示している。なお，開設率を計算するに当たって，当該自治体において開設されている日本語教室の数は考慮に入れず，「一つでも日本語教室が開設されているかどうか」という点に着目している。

②外国人住民比率別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について

総人口	(外国人人口比率) ~0.5%			(外国人人口比率) 0.5~1.0%			(外国人人口比率) 1.0~1.5%			(外国人人口比率) 1.5~2.0%			(外国人人口比率) 2.0%~			(外国人人口比率) 3.0%~		
	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率
50万~	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	2	2	100.0%	4	4	100.0%
30~50万	6	6	100.0%	10	10	100.0%	19	18	94.7%	2	2	100.0%	7	7	100.0%	7	6	85.7%
10~30万	43	23	53.5%	75	53	70.7%	70	56	80.0%	58	48	82.8%	55	43	78.2%	40	32	80.0%
5~10万	70	33	47.1%	94	56	59.6%	23	16	69.6%	67	48	71.6%	24	14	58.3%	30	21	70.0%
1~5万	278	29	10.4%	262	80	30.5%	83	17	20.5%	32	6	18.8%	29	12	41.4%	14	8	57.1%
~1万	286	1	0.3%	125	9	7.2%	40	6	15.0%	19	0	0.0%	15	1	6.7%	6	0	0.0%

- ※ 総人口，外国人人口については総務省調べ。教室数は文化庁調べ。
- ※ 教室は大学，法務省告示校を除いてカウントしているため，必ずしも地方公共団体によるものとは限らない。
- ※ 自治体数が100を超えている部分のセルに色付けし，開設率が50.0%未満のところを赤字で示している。なお，開設率を計算するに当たって，当該自治体において開設されている日本語教室の数は考慮に入れず，「一つでも日本語教室が開設されているかどうか」という点に着目している。

小委員会の設置について

平成 26 年 5 月 23 日
文化審議会国語分科会長決定

1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成 14 年 3 月 27 日文化審議会国語分科会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき、分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の調査審議事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
漢字小委員会	常用漢字表の手当てに関する事
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関する事

2 その他

各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

いし	い	え	り	こ	
石	井	恵	理	子	東京女子大学教授
◎伊	東	祐	郎		国立大学法人東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長
い	上	ひ	ろ	し	一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
井	崎	あ	き	と	名古屋外国語大学教授
お	明	さ	と	な	インターカルト日本語学校代表
尾	早	あ	き	え	学習院大学教授
か	智	と	も	こ	公益財団法人日本国際教育支援協会作題主幹
加	田	か	ず	ひ	愛知県地域振興部次長
か	端	か	ず	ひろ	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所
金	一	と	よ	さ	日本語教育研究・情報センター長
川	と	よ	さ	ぶ	目白大学学長
こ	山	と	よ	さ	独立行政法人国立国語研究所名誉所員
小	だ	と	よ	さ	公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
さ	久	と	よ	さ	多文化まちづくり工房代表
佐	美	と	よ	さ	国立大学法人岩手大学准教授
◎杉	子	と	よ	さ	独立行政法人国際交流基金上級審議役
と		と	よ	さ	
戸		と	よ	さ	
は		と	よ	さ	
早		と	よ	さ	
まつ		と	よ	さ	
松		と	よ	さ	
よし		と	よ	さ	
吉		と	よ	さ	

(◎ : 主査, ○ : 副主査)

文化関係資料のアーカイブに関して早急に取り組むべき主な事項、観点

文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議

文化関係資料のアーカイブは、国民の文化芸術の鑑賞、参加及び新たな創造活動のための重要な環境となるものであるとともに、我が国の文化芸術を世界に発信するためにも大きな意義を有する基本的な基盤である。

このような文化関係資料のアーカイブの整備・充実を推進していくために早急に取り組むべき主な事項、観点は以下のとおりである。

1. 現在も新たな作品等が生み出されているが、まずは世界的にも評価が高く、世界の文化の発展に貢献することが期待される日本のメディア芸術やデザイン分野などをはじめ、各分野ごとの文化関係資料のアーカイブの整備を推進するとともに、その成果を他の分野にも波及させていくことが必要。その際、各分野のアーカイブの拠点を設定することも検討することが適当。
2. 文化関係資料の価値を高め、新たな文化、情報を生み出す基盤とするため、それらの分野横断的な利活用を推進していくためのシステムの整備等の取組が必要。その際には、国内外の専門家や一般の利用者の視点に立って取組を進めることが重要。
3. 文化関係資料のアーカイブの整備に関わる人材の育成や、アーカイブの意義や利活用の在り方に関する普及啓発等について、各分野の拠点を含め、関係機関、関係者等の連携の下に具体的な方策を推進することが必要。

本有識者会議においては、上記の具体的な方策等について議論するとともに、中長期的な視点も含め、文化関係資料のアーカイブの整備、充実に向けた取組の総合的な推進方策について、引き続き議論していくこととしており、その議論の状況については、文化審議会文化政策部会に逐次報告することとしたい。

文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 設置要綱

平成26年5月16日

文化庁長官決定

1 設置

我が国の文化関係資料のアーカイブに関する現状、課題等を踏まえ、中長期的な視点も含めた文化関係資料のアーカイブの取組の総合的な推進方策を検討するため、「文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2 構成

- ① 有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。
- ② 座長は、委員の互選により選出する。
- ③ 有識者会議に座長代理を置くことができる。座長代理は委員のうちから座長が指名する。座長代理は、座長に事故があるとき等、必要に応じ、その職務を代理する。
- ④ 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

3 検討事項

(1) 各分野の文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

(例)

- ① 各分野ごとの文化関係資料のアーカイブについて、今後優先的に整備を推進していく必要のある分野
- ② 文化関係資料を有する機関等に対する技術的支援など、各分野のアーカイブの自発的な整備を促していくための方策
- ③ その他、各分野の文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

(2) 文化関係資料のアーカイブの分野横断的な利活用を推進していくための方策

(例)

- ① 文化関係資料のアーカイブの分野横断的な検索等、文化関係資料の幅広い利活用を可能にするための方策
- ② その他、文化関係資料のアーカイブの分野横断的な利活用を推進していくための方策

(3) その他、文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策

4 庶務

有識者会議の庶務は、長官官房政策課等関係課の協力を得て、文化部芸術文化課において処理する。

(別紙)

文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 委員

- | | |
|-------|--|
| 柏木 博 | 武蔵野美術大学教授 |
| 川口 雅子 | 国立西洋美術館情報資料室長 |
| 杉本 重雄 | 筑波大学図書館情報メディア系・教授 |
| 高野 明彦 | 国立情報学研究所教授 |
| 田中 淳 | 東京文化財研究所企画情報部長 |
| 竺 覚暁 | 金沢工業大学ライブラリーセンター館長
建築アーカイヴス研究所所長・教授 |
| 中山 正樹 | 国立国会図書館総務部司書監 |
| 原 研哉 | (株)日本デザインセンター代表取締役
原デザイン研究所所長 |
| 深澤 直人 | プロダクトデザイナー |
| 吉村 和真 | 京都精華大学マンガ学部・教授・学部長
国際マンガ研究センター長 |

現代美術の海外発信に関して早急に取り組むべき主な事項, 観点

現代美術の海外発信に関する検討会

我が国の文化を海外へ戦略的に発信し、世界のより多くの人々に周知することは、国際社会における日本文化への理解を深め、日本人の独創的な創造力についての世界での認知を高めることにもつながるものである。特にこれからの時代を担う海外の美術関係者等と問題意識を共有し、その国を特徴付ける現代美術を振興し発信することは、各国との相互理解を促すとともに、日本の存在感を高め、国際社会からの信頼と尊敬を得るためにも大きな意義を有するものである。

このような現代美術を振興し、海外へ発信していくために早急に取り組むべき主な事項, 観点は以下のとおりである。

1. 我が国の現代美術については、国際的に注目が高まっているものの、それを支えていく国内の体制等が十分とはいえない状況にある。日本の現代美術を海外に発信するためには、展覧会・アートプロジェクトにおける発表機会の充実や作品購入を促進するための環境の整備、現代美術に関する教育普及の充実等、国内における現代美術を振興するための取組を推進し、基盤を構築していくことが必要。
2. 我が国には優秀な現代美術の若手作家がいるものの、それを適宜・適切に海外に発信するための施策等が確立していない。日本の現代美術を海外に発信するためには、海外における国際展・アートフェアでの効果的な発信への支援、日本発の現代美術展の海外での開催、関連文献の翻訳の推進、現代美術を発信するための人材の育成、海外との人的ネットワークの構築等、総合的な支援体制を構築することが必要。また、将来的には戦略的な支援等を行う組織等の設立をも見据えることが課題。

本検討会においては、上記観点に立って、当面の具体的な方策等について議論するとともに、中長期的な視点も含め、我が国の現代美術の海外への戦略的な発信に向けた推進方策について、検討しているところであり、その検討状況については、文化審議会文化政策部会に逐次報告することとしたい。

現代美術の海外発信に関する検討会設置要項

平成 26 年 4 月 1 日 文化庁長官決定

(目的)

第 1 条 我が国の優れた現代美術の海外への発信を促進するため、その効果的な方策等を検討するため、「現代美術の海外発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
2 委員の任期は、委嘱の日から翌年 3 月末までとする。
3 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

(検討事項)

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
(1) 現代美術の効果的な海外への発信手法について
(2) 国民の現代美術に対する理解増進に資する方策について
(3) 優れた現代美術作品の創造を促進するための支援について
(4) 現代美術の海外発信を担う人材の育成について
(5) その他現代美術の海外発信に関すること

(座長)

第 4 条 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。
2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(検討会の開催等)

第 5 条 検討会の開催は、座長が招集し、主宰する。
2 検討会は、原則として委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議内容の公表)

第 6 条 検討会の議事は、原則として公開とする。ただし、特別の事情により検討会が必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、文化庁文化部芸術文化課において行う。

(別 紙)

現代美術の海外発信に関する検討会委員名簿

逢坂 恵理子	横浜美術館館長
蔵屋 美香	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館美術課長
後藤 繁雄	京都造形芸術大学教授，編集者
南條 史生	森美術館館長
林 道郎	上智大学国際教養学部教授
松井 みどり	美術批評家
宮島 達男	現代美術家，東北芸術工科大学副学長，京都造形芸術大学副学長
宮津 大輔	アート・コレクター
山本 豊津	東京画廊代表取締役
山本 ゆうこ	山本現代代表

(敬称略，五十音順)

平成26年7月3日

芸術文化関係有識者からのアンケート結果の概要

文化庁文化部芸術文化課

1. 芸術文化に係る人材育成(人をつくる)の観点

①子供の文化芸術体験の充実方策

(子供の文化芸術体験の意義)

- ・将来を担う児童生徒が、生涯において芸術を愛する国民になるための大きな要素は「本物に触れる」こと。
- ・子供の頃から、文化芸術の体験を多く持つ機会を作ることは、人間の感受性を育てることに決定的な影響を与える。

(子供の文化芸術体験の実施方法等)

- ・「文化芸術による子供の育成事業」により質の高いワークショップ等や鑑賞・体験できる機会が確かに増えたが、まだ実施数は満足いくものではない。少なくとも全ての子供たちが年1回は触れられるような予算をお願いしたい。
- ・義務教育期間中に毎年1回以上は、文化芸術の鑑賞ができるような環境を整えることが必要。
- ・社会で活躍する芸術家に特別授業、ワークショップなどを依頼し、子供が直に本物の芸術家に接する機会を積極的に設けることが必要。
- ・最も多感と言われる高校生世代に向けた芸術鑑賞事業の検討を進めていただきたい。
- ・未就学児童が文化芸術に接する機会を増やすことが必要。
- ・「子供の文化芸術体験」を「鑑賞機会」に確実につなげられるよう、例えば、地域の劇場と連携して、学校で体験したプログラムと連動するような内容を組み合わせるなど、鑑賞機会の充実を図ることも考えられる。
- ・子供の芸術体験機会の拡充のために、地域ごとに教育関係者と芸術関係者の連携を促すとともに、その体制づくりが必要。
- ・学校と地域の連携強化による伝統文化の継承と発展が必要。
- ・子供の頃から日本ならではの音楽、美術、舞踊等を鑑賞するだけでなく体験し、鑑賞眼や創造性を育成するとともに、日本と海外の両方の文化を理解することで国際的な素養を身に付けることが必要。
- ・巡回公演事業は地方ほど希望が多く、数校合同開催を企画するなど少ない

回数で多くの効果を得る工夫が必要。

- ・学校における鑑賞事業を定着させるために、学校が独自で計画する鑑賞教室事業への財政的な助成等が必要。
- ・公演内容によって、体育館と地域施設（劇場等）を柔軟に選択できるようにし、地域施設を積極的に活用することが必要。

（芸術教育等）

- ・中長期的には、小中学校において演劇を授業に位置付けてほしい。
- ・演劇を使った国語教育を提案したい。
- ・学校教育において、「アニメーション制作」の特別授業などを実施し、創作活動に親しむ場を設けることが考えられる。
- ・コミュニケーション教育の講師には、アート経験だけでなく、豊富な人生経験が必要。
- ・学校と芸術家をつなぐ役割を持つ芸術教育家（コーディネーター）が必要。
- ・短期的には、地域の劇場、音楽堂等が、地域の習い事教室との連携、協働を図り、協力体制を構築するとともに、中長期的には、音楽大学、芸術大学等との連携を構築すべきではないか。
- ・未来を抱える若者が、自分の問題として現代の芸術を見るという視点が必要になる。

②専門人材や新進芸術家の育成方策

（専門人材の育成）

- ・専門人材育成の三本柱は、専門人材の裾野の拡大（インターンシップ等）、専門人材のスキルアップ、専門人材の必要性の認知である。
- ・劇場には、美術館の学芸員と同様の役割を担える「舞台芸術コーディネーター、プロデューサー」の設置が急務。
- ・人材育成は、専門家を自劇場に招へいするか、海外での学びが効果的である。
- ・劇場、音楽堂等にとって映像分野はますます身近になっており、専門職を雇い、ワークショップの開催、アーカイブの整理、作品の公開に取り組んでいくべき。
- ・公立劇場の運営には、優れた文化芸術を創造する専門人材とともに、文化行政、財務運営等（ファンドレイジングなど、劇場、音楽堂等で特有の総務、経理等）に精通した職員（マネジメント人材）の育成・配置が重要。
- ・実演芸術団体や劇場等とも連携して専門的人材の交流と研修を支える機関を整備することが必要。

(新進芸術家等の育成)

- ・ 優秀な新進演奏家にいかに多くのステージを踏む機会が与えられるかという観点を踏まえ支援の方向性を示していただきたい。
- ・ 海外レジデンスの形態で研修を進め、より密度の高い国際交流を生み出す可能性を追求してはどうか。
- ・ 日本人芸術家の海外でのアーティスト・イン・レジデンスの奨励が必要。
- ・ 海外研修においては、若い世代が海外で学ぶ必要性のあるジャンルと、ある程度専門的な技術を身に付けた世代が海外で日本文化を伝え交流を深めるジャンルのように、形態を改めて考慮することが必要。
- ・ 若手演奏家の国際交流の観点から、若手演奏家の交換演奏会などの事業に対する支援制度の方策を検討いただきたい。
- ・ 短期的には個人に対する支援制度と国内研修の充実、中長期的には恒常的な研修施設の創設を要望する。
- ・ 若手の芸術家の短期（例えば10日単位）の海外留学、海外研修の機会を増やすとともに、レポートの内容については厳しく精査。
- ・ 短期での渡航機会を増やしたり、海外での作品発表支援等を通じて、「海外で通用する作家」の育成を重点的に支援すべき。
- ・ バレエ分野は、低年齢での海外留学が一般化しており、短期的には在外研修制度とは別に何らかの育成対象者選抜制度を構築し、長期的にはその活動を資金面等で支援する制度が有効なのではないか。

③文化芸術団体への支援方策と支援体制の整備の方向性

- ・ 特に専門的人材の育成、普及活動、海外発信は事業ごとに区分するのではなく、総合的な見地が必要であり、事業ごとの助成から芸術団体に対する助成を進めることで、事業の枠を超えた成果が期待できるのではないか。
- ・ 機関的団体への恒常的な支援と芸術文化団体や事業を育成する観点からの支援を分け、芸術団体等の自主性を活かす助成制度へ拡充させるべき。
- ・ 広く民間の力を引き出す助成の在り方についても検討が必要。
- ・ 中長期的には、日本芸術文化振興会基金部を独立した専門助成機関とし、専門性を高めていく一方、文化庁は政策官庁として総合的視点で政策課題を織り込みながら、定期的に助成施策の評価を行うなど、役割分担を明確化していくことが必要。
- ・ 「日本版アーツカウンシル」の在り方についての検討の加速が必要。

④その他

- ・全国にある芸術系大学の専門性をさらに地域に発信し、芸術文化の発展の一助にすることも重要。
- ・大学をもっと文化芸術のための拠点として活用することをぜひ盛り込んでいただきたい。

2. 芸術文化に係る地域振興(地域を元気にする)の観点

①地域の芸術文化を生かしたまちづくりの推進方策

- ・全ての地域が世界の中心であるという考えに立ち、それぞれの地域の資源を掘り起こし、あるものを活かし、新しい価値を作ることが重要。
- ・首都圏以外の地域における国際的な芸術祭への積極的、継続的な重点支援が必要。
- ・観光への活用について、各自治体が利用しやすい助成・補助の仕組みを構築することが必要。
- ・地方都市の規模・特徴を大別し、タイプ別「地域文化芸術活性化モデルケース」を創出するために、継続的に重点支援をする地域、自治体、公共劇場やプロジェクト等をピックアップすると同時に、その経験や成果を広く共有するためのシステムや団体、イベントを立ち上げる。
- ・短期的には、文化芸術による「学校（小中学校）へのアウトリーチ」の充実、中長期的には、地域の美術館、博物館、文学館、劇場、音楽堂等の公立文化施設の連携強化等を図って、地域社会の暮らしに貢献することが必要。
- ・日本の文化振興の課題は、地方の文化振興にあると考えており、地方への重点支援などの改善方策を示す必要があると考える。

②劇場、音楽堂等の機能強化に関する方策

(劇場、音楽堂等の在り方、考え方等)

- ・公立文化施設を活かすためには、自治体の明確な文化政策が何より大切であるとともに、施設側も子供に提供する事業の質、専門人材の育成等について、積極的に提言し取り組むことが必要。
- ・劇場、音楽堂等が実施する事業や人材育成プログラムなどを通じて、地域の公共施設や学校等を有機的につなぎ、劇場、音楽堂等が地域の文化芸術活性化のためのハブ機能を果たしていくことが必要。
- ・次の劇場、音楽堂等の拠点としての役割は、その地域にある美術館・博物館・図書館や私的な芸術文化施設と連携し、地域に生きる人々の知的欲求や才能

の発掘と育成, 地域が持つ様々な記憶を表現としてデザインしていく機能を持ち, そのリーダーシップを発揮することではないか。

- ・ 劇場が, 地域課題の解決に積極的に取り組むことで劇場と地域が進化する。劇場は, 地域の役に立つ存在であるべきである。
- ・ 劇場が, 教育や福祉, 観光といった他分野の問題を解決できる提案をすることが必要。
- ・ 劇場, 音楽堂等と実演芸術団体の連携を促進することが必要。
- ・ 日本が, 「文化力」こそまさに「国力」であるという成熟した国家を目指す上で, 最大の阻害要因となっているのは, 「人材の東京一極集中」ではないか。地域の劇場, 音楽堂等は, 「芸術家はその地域に流入し, 居住する」ことにつながるプログラムを展開していくことが望まれる。そのような地域に国が支援することは, 日本全体の文化力の向上, 日本の魅力の向上につながると思う。
- ・ 劇場, 音楽堂等の雇用環境は期限限定雇用が多くなっていて, 人材育成が実効性のあるものとなっていない。インスティテュート（機関）としての劇場, 音楽堂等にとっては, 「人間こそ財産」であることを徹底させるべきである。

（劇場, 音楽堂等における個別の取組支援等）

- ・ 芸術活動フランチャイズ（文化施設と芸術家のフランチャイズ）のマッチングの推進。
- ・ アウトリーチ事業を実施するアーティストの育成とプログラム作りや, コーディネーターとしての機能を劇場, 音楽堂等が持つため, 市民コーディネーターの育成プログラムの開発と実施を推進することが必要ではないか。
- ・ 劇づくりだけでなく, コミュニケーション教育, 礼儀作法や自然観察を学ぶ劇場附属の子供未来学校が必要ではないか。
- ・ 芸術監督が世界の優れた作品を現地で探し, 観客の鑑賞眼を世界水準にする。また, 劇場スタッフは鑑賞眼を持つべきである。
- ・ 地域の劇場, 音楽堂における外国人のアーティスト・イン・レジデンスの推進が必要。
- ・ 海外からの芸術家, アーツマネージャー, プロデューサー等の劇場, 音楽堂等における長期滞在支援とともに, 国内の芸術家等の劇場, 音楽堂等における長期滞在支援。
- ・ 劇場, 音楽堂等の中には, 施設・設備の老朽化が進んで大規模改修を必要としながら, 改修費の捻出が難しい館もあることから, 拠点的役割を担う施設には, 施設・設備等に対する財政的な支援が必要な場合もあるのではないか。

（外国人観光客受け入れ等）

- ・外国人観光客が日本に来る前にチケットを購入できる仕組みなどの受け入れ促進のための支援が必要。
- ・舞台芸術等において字幕（ウエラブルを含む）を使用し、複数言語（自国語）で一つの舞台を創造する企画を増やす。また、技術者も国際的なチームを組み共同で実施する。
- ・劇場における情報の多言語化を推進し、ホテルや旅行業者等とも連携を図った外国人向けインフォメーションデスクの設置が必要。また、外国人向けチケット販売窓口を自治体等と共同して設置することが必要。
- ・直接的な海外への情報発信を促進するため、留学生などへの働きかけが必要。
- ・外国人観光客の誘致に向けた具体的な取組として、また専門人材の育成の観点でも、劇場、音楽堂等に従事する専門家の相互受け入れが必要。

③生活文化の推進に係る方策

（生活文化の振興に関する考え方等）

- ・日本人が日本の伝統文化（生活文化）を知る機会を増やしていくことが重要。
- ・先人から受け継がれてきた、日本の生活文化の価値を再認識し、後世に伝えていくことが大切。
- ・伝統文化（生活文化）が親から子へ、子から孫へと引き継がれるようなシステムを構築することが、日本の文化政策に最も必要なことだと考える。
- ・生活文化は、教育ツール、世代交流ツールである。また、その中で学ぶ礼儀作法や挨拶などは、学校や家庭だけでは教えきれないもの。

（学校等における生活文化体験等）

- ・世界に誇る日本の伝統文化（生活文化）を学校教育を通して振興することで、小さい頃から、伝統文化を大切にする心を育み、人材の育成につなげていくとともに、各地域が担ってきた伝統文化（生活文化）に改めて目を向け発展させることが必要。
- ・将来を担う子供たちの文化芸術体験が重要であり、学校教育や公民館活動などにおいて文化芸術に触れる機会を設けるなど、伝統文化（生活文化）を身近に感じられる環境づくりが必要。また、その指導に当たる人材育成が必要。
- ・学校教育の中での子供の文化芸術体験、そのための指導者育成が必要。
- ・小さい頃から学校の授業の一環で和装など生活文化に親しむことが理想。
- ・「伝統文化親子教室」の事業の拡充など、次世代を担う若人への取組を拡充

することが必要。

(生活文化の振興策)

- ・国内外向け文化力発信イベント「文化の祭典」を開催することで、芸術へのアイデンティティを高め、文化力の推進を図る契機とする。
- ・国民文化祭など生活文化フェスティバルの拡充が考えられる。

(生活文化の国際発信)

- ・現在の日本の生活文化に対するアジアの注目度は高く、伝統工芸や日本古来の生活文化にとられる必要はなく、現在の日本のあるがままの生活文化を伝えることが、結果として日本の伝統的な生活文化を伝えることになると思う。
- ・政府を代表する方々が外国の要人と公式の場で応対する際には、できるだけ和装を着用するなどすることで、良い影響を与えるのではないかと。

④その他

(復興関係)

- ・大規模災害からの創造的復興（人々の立ち上がる勇気・元気）に芸術文化の力が大きな役割を担うことは、兵庫・東北で実証・認識されており、その拠点となる劇場は重要。
- ・文化芸術による復興支援を総合的、継続的に進めるため、広域的な非営利の文化振興組織を立ち上げることが必要。

(観光振興等)

- ・日本に観光に来る外国人が向けに文化芸能を同時に鑑賞・体験できるように日本版ビジターセンターを日本全国に設置することが大切。全ての実演公演案内、観光スポット、宿泊施設、交通等が分かるようなネットワーク構築事業をお願いしたい。
- ・海外からの観光客が日本の文化芸術を鑑賞するだけでなく、体験できる企画が増えると良い。

(その他)

- ・日本の伝統文化について、保存・継承のための積極的な取組、施策が必要。また、地域の民謡民舞等については、さらに積極的な戦略が必要。

3. 芸術文化に係る文化発信と国際交流の推進(世界の文化交流のハブとなる)の観点

①メディア芸術の発信強化のための方策

(メディア芸術発信のための考え方)

- ・作家・作品が国をまたいで往来し，世界中で競えるようになれば良い。何よりもまず，どこが「行き着くべき先」であるのかを関係者全員が共通認識として持ち，世界に市場を開き，かつ拡大していくための準備をしていく必要がある。そのために，日本からのマンガの輸出に「現場の教育」を盛り込むこと，コミュニティの育成とそれぞれの国の実情に合わせた輸出や，執筆者やファンとの交流に力を注ぎ，日本からの発信物であることを常に印象付けることなどが必要である。
- ・発信・拡散自由の広報データを常に新しく用意し，間を置かず発信する。「知らせる」，「理解させる」，「実感したくなる」工夫が必要。

（人材育成等）

- ・映画を創造する人材育成のみならず，映画を支える様々な職種のプロフェッショナルを養成するカリキュラム等が必要。
- ・文化発信・国際交流について，映画作品の交流は国内外の映画祭などの活用が考えられるし，人の交流も同様の場が活用できる。より多くの「情報」の発信と受信，より多くの「作品」，より多くの「映画人」の交流を推進することが重要。
- ・国際共同製作のみならず，海外の映画祭に参加するための作品製作などにも補助・助成を拡大するとともに，アニメーターだけでなく，製作にかかわるクリエイター全般を中小の製作会社であっても永続的に育成していくための補助・助成やそのための仕組みづくりが必要。

（映画祭，メディア芸術祭等の発信支援）

- ・アニメーション関連のイベント及び映画祭の立ち上げや継続開催に向けた支援が必要。
- ・海外において，メディア芸術に親しんでもらうためのイベントの巡回パッケージの制作・運営に対する支援。
- ・主に海外からの観光客を対象とするアニメーションを網羅的に把握できる施設・拠点の整備。
- ・短期的には，メディア芸術について国内外で議論し，交流する機会やメディア芸術についての英語による質の高い情報発信を増やすこと，また，中長期的にはメディア芸術に関する理論的・批評的な才能の育成やメディア芸術理論関係の研究教育の支援などが必要。
- ・ゲーム産業を代表するような展示館や学術的に体系づけられた資料や文献考察が必要であり，単なる娯楽に過ぎないという価値観や評価軸を見直す。

（映画フィルムの保存等）

- ・フィルムの保存と修復について，早急な対応が必要。
- ・「東京国立近代美術館フィルムセンター」を「日本映画センター（仮称）」

として独立させることにより、欧米と同水準で日本の映画文化を保護するとともに、デジタルデータの長期保存に関する研究を公的機関として早急に行うことが求められる。

- ・映像のアーカイブ化の促進を特にどのように保存すべきかについて、関係者間の意見や技術的な見地からの助言を得て統一のフォーマットを進めるとともに、アーカイブの保管・運営についての長期的な支援。

②文化交流・芸術フェスティバル等の振興方策

（国際文化交流推進に関する考え方）

- ・多様、多彩な国際文化、価値観に触れる機会をさらに促進し、相互理解を深めるため、国際交流を推進することが必要。
- ・海外から見た日本文化の知りたい点、優れている点をうまく発信するためにも、国内に居住する海外の方に事業に参加・協力してもらえような仕組みづくりを検討していただきたい。
- ・2020年に向けての国際化を可及的速やかに進めるためには、地域からの国際事業の発信力を高める必要がある。
- ・オリジナルな日本文化の提示だけでなく、海外から受容した文化の日本的進化や日本的創造を提示することも重要。
- ・海外に発信する以上は、海外の「受信者」のことも、日本側の発信者のことと同様に考えなければならない。文化交流は常に双方向的なものであるべき。
- ・国際芸術交流については、国と国、都市と都市、というマクロな関係から、できるだけミクロな、生活実感のある地域と地域の交流を目指すべきと考える。
- ・芸術や文学に関するフェスティバルや国際会議の積極的な開催が望まれる。

（国際文化交流、芸術フェスティバル等への具体的な支援の在り方）

- ・世界共通の「土俵」の上で行われているクラシック音楽分野等で日本の団体が一流の評価を得られれば、日本固有の伝統文化の水準の高さや魅力をより一層効果的にアピールできると考える。文化庁は日本代表たりうる水準の楽団を選定し、海外の主要音楽祭に派遣する等日本の楽団の水準の高さをアピールするための側面支援をお願いしたい。
- ・能や歌舞伎の公演、日本の食の紹介、日本の一流オーケストラの公演などをセットにして世界ツアーを行う等、省庁を横断した大型企画を進めるべき。
- ・世界各国、アジア各国の伝統芸能を紹介するフェスティバルや、世界やア

ジアのオーケストラを招いた世界オーケストラ・フェスティバルなどの大型イベントを観光振興と兼ねて日本で開催することを検討していただきたい。

- ・舞台芸術の国際フェスティバルの開催を支援。
- ・外国人観光客はそれぞれが小さな文化大使であり、日本の文化や日本人を理解してもらうためには、劇場、音楽堂等においても一層の誘客努力が必要。そのため、国において、能、歌舞伎やコンサート等の公演情報の一元的な情報の提供、外国語のパンフレット作成に当たってのモデルの作成、ホール等の外国語表記やサインの整備に対する支援、箏曲・能・日本舞踊等の地域芸能団体の海外への派遣、地方のオーケストラの海外公演に対する支援の継続、国際的な音楽祭の開催に対する支援の継続、海外の劇場、音楽堂等への事務局職員の研修派遣などの施策の展開や支援をお願いしたい。
- ・国内で開催される国際的な芸術祭に関する情報をリアルタイムで海外へ情報発信し、認知度を高めると同時に、日本への誘客を促進する。
- ・日本の実演芸術を観光資源として活用する一環として、また、次世代に向けた文化継承のためにも、総合的な情報発信、体験機会を提供する場と仕組みの創設が必要。
- ・「東アジア」との文化芸術による交流をさらに深化させる取組が必要。
- ・アジア諸国の芸術家を日本に招へいし研修する機会を増やす。
- ・東北地方の民話や日本オペラなど日本文化の世界への発信に関する支援が必要。
- ・日本文学の海外への紹介事業の重要性を再確認した上で、文学における国際交流の発展に力を入れるべき。翻訳助成の場合、現代日本文学に限らず、古典も含め、世界に誇れる日本文学の伝統を紹介するように努めるとともに、日本文学を翻訳できる外国の日本文学専門家・翻訳家の育成、奨励にも力を入れる。
- ・日本独自の批評言語を発展させ、評価基準を形成し、その基準から世界の芸術文化を評価する評価機構の設立、独自の観点による賞の授与などを行う。

4. その他

(文化芸術振興に関する基本的な考え方)

- ・国、地方自治体が明確な文化政策を持つことの重要性を明記してほしい。文化芸術振興を目的とするのではなく、文化芸術の社会的役割を果たすための

振興策であってほしい。

- ・「文化は社会の基盤である」という認識を広めることが、文化庁の最も重要な広報活動である。
- ・個々の文化の自発的な形成力、成長力を引き出すことが、施策の基本的方向性として重要。
- ・文化振興の意義はどこにあるのか。文化は、我々をどのように幸福にするのか。そのような問題意識の下に議論が進められるべき。
- ・まず大切なのは「芸術の質の高さ」であり、そのために必要な方策を講じるという基本精神にのっとり文化芸術振興が行われるべき。
- ・多様多質なものを包摂できてこそ、健全で成長力のある、発展する社会を実現できる。国及び自治体は、文化芸術の「社会包摂機能」を十分に活用して社会の諸問題の創造的課題解決を図るよう努めるべき。
- ・文化芸術が現在の日本の社会状況に必要な「公共財」であり、それへの資金提供は「新しい価値」による社会改革への戦略的投資であることを明確に記述するべき。
- ・文化芸術が、教育、福祉、保健医療、多文化等に係る重要な戦略的ツールであることを打ち出し、日本社会で今日的な社会課題となっている事象を解決へと導くものであることを謳い上げる。
- ・「地域による文化の違い」を芸術文化振興方策において考慮する必要がある。
- ・各地域に十分なヒアリングを行うなど、地域ごとのよりきめ細かい文化振興策と支援の在り方を検討することが必要。
- ・文化の多様性の促進が必要であるとともに、文化共有の基盤である社会やコミュニティがまずしっかりすべきである。
- ・単に文化芸術活動への助成を拡大するのではなく、文化芸術のアドボカシー（擁護）活動を推進することにより、多くの人の理解を得ていくことが必要。
- ・2020年に向けて日本の文化芸術が海外にどのように波及していくのかという視点も必要。また、日本の文化芸術を継承する次世代の人材育成が必要。
- ・文化交流の「ハブ」というスローガンは、むしろ「世界の文化芸術の出会う場所」、「世界の文化芸術を結びつける場」といったイメージを考えるべき。
- ・「文化芸術立国」を確立するためには、文化に係る諸施策を担っている総務省、厚生労働省、経済産業省、観光庁、外務省など関係省庁との連携が重要な課題となっている。
- ・国際交流基金は、人脈や活動のための実務的知識について相当な蓄積をして

おり、より緊密な連携を進めていくことが必要ではないか。

（普及事業への支援の充実）

- ・国民が文化芸術に親近感を持ち、優れた鑑賞者となるために、普及啓発事業への手厚い予算配分が必須。
- ・優れた作品がより多くの人々に届けられる「普及活動」への支援を充実させることが大切。

（文化関係資料のアーカイブの推進）

- ・関係省庁間の垣根を払い、国の内外に向けた情報発信を行うとともに、アーカイブの推進など文化芸術振興を図る。
- ・芸術活動の情報データベース、各種アーカイブの構築など、芸術文化の基盤整備が必要。
- ・地域の祭りや独自の習慣などを保全、記録することが必要。
- ・マンガやアニメーション、ゲームなどについて、行政が関わるべき点は、多くの人に再利用・再生産されるような活性化のための法整備や、大学等の機関における研究を振興するために、アーカイブズの構築等マンガ研究の環境整備と研究者の育成が強く望まれる。

（障害者の芸術活動の振興）

- ・障害者の芸術活動の充実についての支援方策を検討いただきたい。
- ・経済、社会的弱者など文化芸術を享受しにくい立場の人の文化芸術への参加を促進する取組を、劇場、音楽堂等や様々な芸術団体等と連携しつつ、奨励する政策を進めるべき。

（国語の振興）

- ・日本の文化立国を考えた場合、一番貴重な財産は日本語そのものであるという自覚を持って文化政策に臨むべき。正しく美しい日本語を使いこなせる外国人が増えることは究極の国際交流であり、日本語を学ぶ外国人と一緒に日本語の現在と将来を考えるような具体的な事業やイベントが必要。

（その他）

- ・生活文化やメディア芸術に関する表彰の推進。
- ・現代美術に特化した「賞」を設定してみてはどうか。

※上記意見は、有識者からいただいた意見を事務局の責任において、抜粋、編集、平仄を合わせる等するなどし、取りまとめたものである。

御協力をいただいた有識者，団体等一覧

【有識者】

- 伊藤 久幸 (公財) 新国立劇場運営財団技術部長
内田 健二 (一社) 日本動画協会理事長
鶴之澤 伸 (株) バンダイナムコゲームス代表取締役副社長
衛 紀生 可児市文化創造センターala 館長兼劇場総監督
大石 時雄 いわき芸術文化交流館支配人
大澤 隆夫 (公財) 音楽の力による復興センター東北代表理事，
文化芸術による復興推進コンソーシアム東北センター所長
小川 幹雄 新国立劇場・国際連携協力室室長
小山 久美 (公財) スターダンサーズ・バレエ団常務理事
蔭山 陽太 (公財) 京都市音楽芸術文化振興財団ロームシアター京都支配人
兼エグゼクティブディレクター
風見 章 杉並区立中瀬中学校長
華頂 尚隆 (一社) 日本映画製作者連盟事務局長
北川フラム アートディレクター，(株)アートフロントギャラリー代表取締役会長
坂田誠一郎 読売日本交響楽団事務局長
ササキバラ・ゴウ まんが編集者，明星大学デザイン学部・教授
佐藤 典雄 児童演劇活動ボランティア
竹宮 恵子 京都精華大学学長
高萩 宏 東京芸術劇場副館長
田村 孝子 文化ジャーナリスト・全国公立文化施設協会副会長
津村 卓 北九州芸術劇場館長
西村 隆 (公財) ユニジャパン事務局長
沼野 充義 東京大学・教授
藤幡 正樹 東京藝術大学大学院映像研究科教授
藤村 順一 兵庫県立芸術文化センター副館長
三国 栄 (公財) 石川県音楽文化振興事業団専務理事・石川県立音楽堂館
長
宮城 聰 (公財) 静岡県舞台芸術センター芸術総監督
森村 泰昌 美術家，
ヨコハマトリエンナーレ アーティスティックディレクター
吉岡 洋 京都大学大学院文学研究科・教授

【団体】

認定NPO法人あしづえ

- (公財) お香の会
- (一社) 表千家同門会
- (一社) 茶道裏千家淡交会
- (公社) 全日本きものコンサルタント協会
- (一社) 全日本煎茶道連盟
- (公財) 日本いけばな芸術協会
- (公社) 日本演奏連盟
- (公社) 日本棋院

独立行政法人日本芸術文化振興会基金部

- (公社) 日本芸能実演家団体協議会
- (公社) 日本劇団協議会
- (公社) 日本将棋連盟
- (一財) 日本食生活文化財団
- (公社) 日本バレエ協会
- (公社) 日本フラワーデザイナー協会
- (一社) 日本盆栽協会
- (一社) 民族衣裳文化普及協会
- (公社) 落語芸術協会